

おおさわの里・入所決定までの流れ

特別養護老人ホームおおさわの里

平成27年04月01日

まず、入所を申請される方へ

- ①特別養護老人ホームへの入所は、介護保険法の要介護認定で要介護3～5の認定を受けられており、常時介護が必要な状態のため、家庭での生活が困難な方を対象としています。
※要介護1～2の方で、特例入所要件に該当される方も対象となります。
- ②入所の順番が来た時点で、入所希望者が入院治療の必要がある場合や、適切な施設サービスを提供する事が困難な場合には、入所をお断りする場合がありますことを、あらかじめご了解願います。

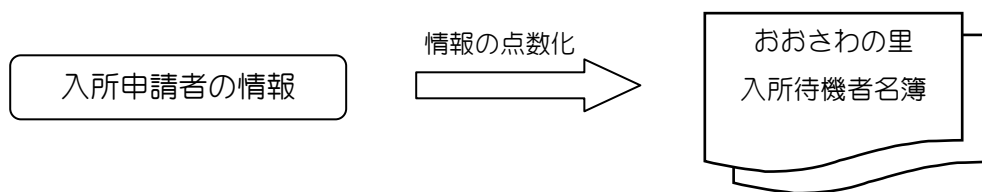
1. 入所申請

- ①入所を希望される方（ご本人、又は代理人）には、当園の窓口までおいいただき、当園入所に関する説明（料金、サービス等）を受けていただきます。
- ②入所を希望される方が①における説明に対して、ご納得いただける場合に、「入所申込書」記入と入所決定方法の説明を受けていただき同意されることで、始めて入所申請の受理となります。



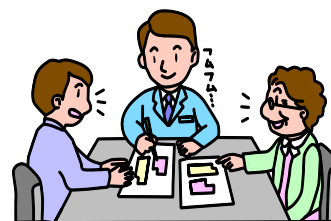
2. 入所待機者名簿への登録

- ①入所申請受理後、必要に応じて、各関係機関（行政機関、居宅介護支援事業所、介護保健施設等）から情報を収集させていただきます。
- ②関係機関からの情報や入所希望者との面接結果を基に、当園入所評価基準に従って、入所希望者の優先度の点数化を行い、入所待機者名簿に登録いたします。



3. 入所検討委員会による入所順位の決定

- ①定期的に入所検討委員会を開催し、入所待機者名簿を基に、入所の必要性の高さに応じた「入所順位」を決めさせていただきます。
（原則的には、点数の高い方からとなります。）
- ②施設の入所定員に空きが生じた場合は、入所検討委員会で決定された「入所順位」に従って、新入所者を決定させていただきます。



※ただし、施設は行政から老人福祉法の規定に基づく、特別な理由による入所依頼があった場合には、優先的な入所を決定する場合がありますので、あらかじめご了解願います。